

情報セキュリティ緊急時対応に関する内規

制定 平成 25 年 9 月 13 日

(目的)

一般社団法人日本航空宇宙学会（以下「学会」という）は、不測事態が生じた場合においても学会活動に支障を来さない、又は支障を最小限化する対策を実施する。

(用語の定義)

第1条「情報セキュリティ責任者」とは会長であって、情報セキュリティに係る業務について統括的責任と権限を有するものとする。

2「情報セキュリティ管理者」とは会長によって選任されたものであって、情報セキュリティに係る業務を実施する責任と権限を有するものとする。

(不測事態への対応)

第2条 情報セキュリティ管理者は、別表に定める対象情報資産について不測事態の発生又は発生の兆候を知った場合、これを情報セキュリティ責任者に報告する。

2. 情報セキュリティ責任者の指示に基づき理事会等で協議のうえ、当該不測事態の対応を行い、事態の収束を図るものとする。

3. 情報セキュリティ管理者は、不測事態の再発防止の観点から原因究明に努め、不測事態への対応結果につき、理事会に不測事態対応報告書を提出するものとする。

4. 情報セキュリティ責任者は、事態の経緯とその対応方法について、学会会員へ報告を行うものとする。ただし、理事会において不相当と判断された場合はその限りではない。

(不測事態への対策等)

第3条 情報セキュリティ責任者は、携帯電話等も含め複数の手段による緊急連絡網を整備する。

2. 情報セキュリティ管理者は、第2条3項に定めた不測事態対応報告書の内容を把握し、同様の事態が発生しないように努めるものとする。

別表 対象情報資産

分類	対象情報資産
特定の個人を識別できるような個人情報	会員の個人情報、名簿、除名リスト、理事会資料
事業に関する情報で、公にすると財産権などを侵害するおそれがある情報	該当なし
公にすると外交や国防に不利益を生じさせるおそれがある情報	該当なし
公にすると、公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報	該当なし
公にすると意思決定などの中立性を損なうおそれがある情報	論文校閲者の情報、表彰の選考過程、非公開のメーリングリスト
公にすると事務や事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報	非公開のメーリングリスト